

教育研究業績書

2025年05月07日

所属：英語グローバル学科

資格：講師

氏名：古畑 真美

研究分野	研究内容のキーワード
国際法, 国際航空法	国際法, 国際航空法, 国際民間航空機関 (ICAO), 航空紛争の平和的解決, 機内安全阻害行為の管轄権
学位	最終学歴
博士 (法学)	一橋大学大学院法学研究科

教育上の能力に関する事項		
事項	年月日	概要

1 教育方法の実践例		
1. 極域科学と国際交渉実践入門 (神戸大学大学院国際協力研究科)	2022年11月～2022年12月	地球規模課題である気候変動や持続可能な資源の利用など世界の国々と行動指針を決める国際交渉の現場において、科学的知見に基づいて交渉を先導し、日本の科学外交に貢献できる人材を育成するため、全4回から成る連続セミナー「科学者と前進させる国際交渉セミナー2022『北極域と科学外交の未来づくり』」を企画。本セミナーは、文科省プロジェクト「北極域研究加速プロジェクトArCS II」の研究成果であるとともに、大学院臨時開設科目「極域科学と国際交渉実践入門」として実施。第一線で活躍する外交官、科学者、国際法学者を講師陣として、北極科学をめぐる外交の現場における科学と科学者の役割について学び、最終回では、参加者が各国・先住民団体代表としてロールプレイで模擬交渉を体験する実践形式の授業。
2. 国際社会と法 a/b (東京経済大学現代法学部)	2009年4月～2011年3月	現代法学部2～4年生を対象として通年で国際法の概要を学ぶ授業。授業の冒頭では国際問題の新聞記事等による話題提供を行い、国際社会と法の関わりへの関心を促した。同学部の中で唯一の国際法関連科目であるため、授業内において試験対策として論述問題の答案作成練習も行うなど、国際法という学問領域の基礎が身に付くように心がけた。
3. 「外国法原典購読」 (一橋大学法学部)	2008年4月～2010年3月	法学の基本書を原文 (英語) で読む授業。アメリカのロースクール生向けの国際法の概説書を教材とした。留学生も多数履修するため、日本人学生には英文解釈の習得、留学生には日本語習得の機会となるよう、両言語にて互いに理解度を確認しながら進め、課題レポートによって理解が深まるように促した。学生は少しずつ専門用語の和訳に慣れて訳付けがスムーズになり、専門書を丁寧に読む力が身についた。
4. 導入ゼミ (一橋大学法学部)	2008年4月～2010年3月	法学部1・2年生ゼミ報告のやり方等、大学における学習の基本スキルを身に着けるための授業。初年度は入門書を用いて国際法とは何か、国際法は国内法とはどのように異なる特徴を持つのか、国内裁判所ではどのように扱われているのか等、国内法とは異なる国際法の特徴に焦点を当て、後半には国際法判例の読解にチャレンジした。最新のニュース記事を用いて国際法の知識と実際の国際問題をリンクさせ、時事問題を議論の叩き台として法学的なディスカッション能力の形成を図った。
2 作成した教科書、教材		
1. 「北極を知るための国際法」ウェブサイト (神戸大学大学院国際協力研究科極域協力研究センター)	2022年3月	北極域の持続的利用の観点から関連する7つのキーワード：国際法・人々・LNG・航路・漁業・汚染・将来に基づいて関連する国際法を解説するホームページ。北極域にアクセスする日本のステークホルダー (研究者、産業界関係者、政策担当者) に向けて、国際ルールに基づいた行動指針を提示することを目的として作成。最新の研究成果や国際法教科書の関連情報などを紹介し、関連する条約・国際文書にアクセス可能となっており、キーワードに関係する国際法を網羅的に

教育上の能力に関する事項		
事項	年月日	概要
2 作成した教科書、教材		
		調べることができる。
3 実務の経験を有する者についての特記事項		
1. 北海道大学大学力強化推進本部URA	2016年～2020年	北海道大学URA（研究管理職）として、大学経営・マネジメントに従事し、部局横断・研究領域融合型の競争的外部資金プロジェクトの企画・応募支援、自治体や産業界との産学官連携支援を行った。外国政府との連携協定に基づき、技術供与・人的交流推進に関する業務等を行った。
2. 国際民間航空機関（ICAO）日本政府代表部	2011年～2015年	カナダ・モントリオール市に本部がある国際民間航空機関（ICAO）日本政府代表部において外務省専門調査員として勤務。現地では日本政府代表代理として、ICAO理事会及び日本がメンバー国となっている委員会（財政委員会・不法妨害行為委員会・航空運送委員会・共同実施委員会）を担当した。理事会・各委員会における我が国の対処方針の作成や本省および管轄省庁との調整、ICAO事務局との交渉を行うなど、国際航空行政の実務を経験。2014年「1969年航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約（東京条約）」改定議定書外交会議が行われた際には、日本代表団の一員として条約の改正交渉に携わった。
3. 公正取引委員会経済取引局調整課 委託研究員	2007年4月～2008年3月	公正取引委員会による航空アライアンスに対する独占禁止法の適用除外（ATI）の効果に関する調査の一環として、諸外国におけるATIの状況を調査する委託研究に従事
4 その他		

職務上の実績に関する事項		
事項	年月日	概要
1 資格、免許		
1. 日本スケート連盟フィギュアスケートバッジテスト シングル初級	2024年6月30日	
2. 学芸員資格		
3. 高等学校教諭一種免許状（英語）		
4. 中学校教諭一種免許状（英語）		
2 特許等		
3 実務の経験を有する者についての特記事項		
1. さっぽろ雪まつり ボランティア	2017年～2020年	
4 その他		
1. オープンキャンパス模擬講義	2025年3月22日	武庫川女子大学英語グローバル学科のオープンキャンパスにて模擬講義を実施
2. ゴンザガ大学（米ワシントン州）リーダーシップ研修受講	2025年2月24日～2025年2月28日	令和5年度「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（女性リーダー育成型）」事業による本学独自の女性研究リーダー育成プログラムの開発に向けて、協定校であるゴンザガ大学のリーダーシップ研修を現地受講した。
3. 教務委員	2024年4月1日～現在	武庫川女子大学 教務委員
4. オープンキャンパス模擬講義	2024年3月23日	武庫川女子大学英語グローバル学科のオープンキャンパスにて模擬講義を実施
5. 第39回 武庫川学院 英語オラトリカルコンテスト 学内予選 審査員	2023年10月27日	第39回 武庫川学院英語オラトリカルコンテスト 学内予選において、オラトリカル委員として審査員を務めた
6. 国際シンポジウムの企画・実施に係る業務	2020年9月～2023年3月	神戸大学国際協力研究科が主催する世界レベルの国際シンポジウムの企画委員として、企画・運営に係る業務全般（Call for Papers、アブストラクト評価に係る海外の研究者との調整、採否の連絡、参加登録と管理、プログラム作成、カンファレンスポータルページの作成、現地・オンラインでの運営、業務委託など）を担当。

職務上の実績に関する事項

事項	年月日	概要
4 その他		
7. 外国人フェロー・学術研究員の採用・指導に係る業務を担当	2020年9月～2023年3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年11月9-30日第13回極域法国際シンポジウム（延期によりオンラインで実施）参加登録者354名 ● 2021年11月18-19日南極研究科学委員会(SCAR)人文社会科学常設委員会SC-HASSの隔年学術研究大会（ハイブリッド形式）参加登録者327名 ● 2021年11月21-23日第14回極域法国際シンポジウム（ハイブリッド形式）参加登録者331名 <p>神戸大学国際協力研究科が主催する国際シンポジウムの企画・研究者との調整、出版物（英語）の編集作業のため、世界の優秀な若手研究者をフェロー/学術研究員として採用した。募集と採用にかかる業務、採用後の業務指導を担当。</p>
8. JSPS外国人特別研究員および外国人招へい研究者の申請・受入に関する業務を担当	2020年9月～2023年3月	<p>神戸大学国際協力研究科にて研究滞在を希望する海外の極域法政策研究者をJSPS外国人特別研究員・外国人招へい研究者として受け入れるための業務を担当し、特に当センターの研究力向上につながる優秀な研究者の採択に向けて申請書の作成アドバイスを実施した。採用決定者に対してはコロナ禍による入国制限が続く中、できるだけ早期に入国が実現するようにCoE・ビザ発給等を支援した。2020-21年度、外国人特別研究員1名、外国人招へい研究者2名の合計3名の採用が決定し、全員の入国が実現した。</p>
9. 神戸大学国際協力研究科への国費留学生募集に関する業務を担当	2020年9月～2023年3月	<p>神戸大学国際協力研究科にて国際法・極域法研究を希望する海外の研究者に向けて、日本の国費留学制度を利用した博士留学を促す業務を担当。</p>
10. 大学間協定に基づく交換留学制度に関する業務を担当	2020年9月～2023年3月	<p>神戸大学国際協力研究科とアクレイリ大学（アイスランド）極域法プログラムとの部局間交換留学制度の利用促進に関する業務を担当。アクレイリ大学向け説明会や神戸大学向け説明会を実施した。</p>
11. 北海道大学と外国政府機関との連携協定に基づく技術供与・人的交流推進業務を担当	2016年2月～2020年8月	<p>北海道大学URA（研究管理職）として、タイ王国農業組合省（MOAC）およびタイ地理情報宇宙開発機関（GISTDA）と北大とのMOUに基づく国際交流事業を担当。2017年、内閣府および農林水産省からの依頼でGISTDAおよびMOACからの視察団（各40名程度）の受け入れを担当し、これが契機となって2018年北大と両機関とのMOU締結に至った。MOU締結後はタイ農業大臣主催のスマート農業セミナー（バンコク）における本学研究者の講演をアテンドし、MOAC本庁舎におけるタイ側の担当者らとのMOUミーティングを実施した。タイ政府から要請でタイ王室農場において農学部のGPSトラクターのデモンストレーションを行うなど、北大の研究開発技術の海外普及を支援した。また、タイから北海道を訪問しMOAC/GISTDA職員に対して、北大農場や岩見沢市の試験農場・農家におけるスマート農業技術の視察を調整・実施するなど、MOUに基づく技術供与・人的交流推進に取り組んだ。</p>
12. 北海道大学と海外の研究機関との共同研究におけるコンプライアンス対応	2016年2月2020年8月	<p>”北海道大学URA（研究管理職）として、2018年に我が国が名古屋議定書の締約国になったことによって注目を浴びたABS（Access and Benefit Sharing）について、海外の遺伝資源を利用する研究が盛んに行われている北大の外国法令遵守に対する啓蒙活動を担当した。ABS説明会の開催、研究倫理ハンドブックへの掲載、FDの実施のほか、知財管理部署（産学・地域協働推進機構）との協働でABS相談窓口を担当した。国立遺伝学研究所ABS学術対策チームや弁護士と連携して、共同研究契約や素材移転契約（MTA）ABS対応条項の雛形を作成し、各部署で締結される契約書にABS条項を盛り込むなど、学内対応の標準化を行った。また、研究担当理事や監事とともに学内のコンプライアンス体制の構築に取り組んだ。</p>

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著・共著書別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は学会等の名称	概要
1 著書				
1. Encyclopedia of public international law in Asia	共	2021年1月	Brill Nijhoff, Vol.1, 担当ページ 245-247頁	担当部分 “Open Sky Agreements” および “Implementation of ICAO SARPs” の執筆を担当
2. 交通経済ハンドブック	共	2011年10月	白桃書房, 担当ページ288-289頁	担当部分「環境に関する国際協力」の執筆を担当。国際航空による環境負担削減のための国際的な取組について解説した
2 学位論文				
1. 国際航空の法構造とその自由化による展開－国際協調制度に向けた視座	単	2008年3月	一橋大学	現代の国際航空網の発展を支えている国際航空制度は、航空規則を国際条約の附属書の形式で迅速に制定・改正を行い、それを世界中の国内航空法に一斉に適用し、遵守を監視することによって成り立っており、他分野の国際法・国際条約に見られない実効的な制度である。国際的な統一基準の適用により全世界レベルでの航空輸送の安全と航空網の急速な発展を可能とした現代の国際航空法制度の成立と展開を考察し、航空輸送の増加や航空自由化・競争時代に向けた現代の法制度上の課題について論じた博士論文
3 学術論文				
1. 変動する国際情勢下における 航空秩序回復のための多国間交渉制	単	2024年6月	『運輸と経済』（交通経済研究所発行）第84巻6号	2022年2月、ロシアがウクライナに本格的に侵攻したことを受けて、欧米諸国はロシア航空機の上空通過を禁止する措置を取った。それに対抗してロシアも自国領空を封鎖し、世界の航空会社はロシア上空を避けて航行を続けている。また、ロシアは、他国からリースされた航空機を返還せず、違法にロシアに再登録させた上、無効な耐空証明を発行して当該航空機の運航を続けており、深刻な安全上のリスク状態が続いている。違法に航空機の飛行を続ける国に対して、国際社会はどのような手段を執り得るのだろうか。本稿は、ウクライナ侵攻後に国際社会が国際民間航空機関（ICAO）を通じて取った行動を整理し、失われた航空秩序を回復させるためのシカゴ条約上の多国間交渉制度とその有効性について解説を行った。
2. 東京条約改正議定書における機内保安官（スカイマーシャル）の法的地位等に関する考察（査読付）	単	2023年3月	交通学研究第66号, 79-86 頁	1963年「航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約」（東京条約）を改定するための議定書である2014年モンテリオール議定書が、2020年1月に発効したことを受けて、同議定書による改正ポイントである管轄権の範囲と機内保安官の法的地位について、東京条約の現代化の観点から法的効果を分析した
3. プラスチック汚染への国際法政策的対応と課題：北極への示唆	単	2023年1月	廃棄物資源循環学会誌, 第34巻1号, 3-11頁	2022年3月、国連環境総会（UNEA）は決議「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際文書に向けて」を採択し、海洋環境におけるプラスチック汚染に対処するための条約の作成に向けた国際社会の具体的な行動を開始した。これを受けて、プラスチック新条約に必要な要素や課題を明らかにするため、既存の環境条約上のプラスチック汚染関連規定、バーゼル条約のプラスチック改正の意義、一般的な国際環境法の諸原則の適用可能性等を検討した
4. 日本の空港はいま（第23回）地域の期待に応える空港運営への挑戦：女満別空港	単	2020年12月	ANAホールディングス ていくおふ第160号, 66-73頁	2021年、コンセッション方式による民営化をスタートさせた北海道内の7空港について、民営化後の地方空港への期待と展望を国・道・運営会社・観光業界関係者への取材に基づいて執筆
5. 機内の安全阻害行為に対する管轄権（査読付）	単	2014年1月	交通学研究第57号, 113-120頁	航空機内で行われた迷惑行為に対する国際管轄権、特に着陸国による管轄権行使に関するICAOでの条約改正議論を分析した
6. 国際航空における紛争の処理と国際機関	単	2010年5月	空法第51号, 93-115頁	国際組織が航空紛争解決機関として機能することの国際法上の法的根拠およびその効果について考察した
7. 国際航空制度統一における国際民間航空機関の役割－立法機能と紛争解決機能によるダイナミズム－	単	2008年5月	航政研シリーズ（航空政策研究会）, 第492号, 1-31頁	シカゴ条約に基づく国際標準制度（SARPs）について、国際民間航空機関（ICAO）が持つ立法機能と紛争解決機能との相互作用に着目して論じた研究助成論文
8. 欧州航空自由化と国際航空－地域的自由化がもたらす法的問	単	2007年1月	交通学研究, 第50号, 199-208頁	EU域内航空自由化に伴う域外第三国への国際航空法上の影響について分析した

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著・共著書別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は学会等の名称	概要
3 学術論文				
題の検討（査読付） 9. 国際民間航空機関（ICAO）の紛争解決機能（査読付）	単	2005年7月	一橋論叢，134巻1号，41-61頁	国際民間航空機関（ICAO）に付託された国際航空紛争事例を分析し、ICAO理事会の準司法機関としての機能と役割の評価を行った
その他				
1. 学会ゲストスピーカー				
2. 学会発表				
1. Course Creation and Development with a Global Outlook		2025年2月16日	The 21st Annual CamTESOL Conference on English Language Teaching	2024年度から英語グローバル学科でスタートした2専攻制のもとグローバル・コミュニケーション専攻に設けられた、英語を使用して多文化・多言語環境の中で仕事をするグローバル・キャリア志向について考えるための授業の開発と実践について報告を行った。
2. 東京条約改正議定書における 機内保安官（スカイマーシャル）の法的地位等に関する考察	単	2022年10月9日	日本交通学会 第81回研究報告会	1963年「航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約」（東京条約）を改定するための議定書である2014年モントリオール議定書が2020年1月に発効したことを受けて、同議定書による改正ポイントである管轄権の範囲と機内保安官の法的地位のについて分析し、東京条約の現代化の観点から改正条文の効果を評価した。
3. Joint Financing Agreements Contribute to the Safety and Efficiency of Air Transport flying Across the North Atlantic and Arctic Region	単	2021年11月21日～23日	The 14th Polar Law Symposium	北大西洋・北極ルートを航行する航空機のために提供される航空支援施設を協定加盟国及び同ルートを通航する国の共同出資で維持するための協定の現状と課題について論じた（ポスター発表）
4. 東京条約の改正による安全阻害行為への対応	単	2014年5月30日	日本空法学会 第60回研究大会	2014年4月に採択された1963年「航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約」（東京条約）を改正するための議定書について、ICAOで行われた外交会議における議論状況と改正のポイントについて解説した
5. 機内の安全阻害行為に対する管轄権	単	2013年10月6日	日本交通学会 第72回研究報告会	航空機内で発生した行政規則違反や軽犯罪に対する国際管轄権、特に着陸国による管轄権行使についての最近の議論状況を論じた
6. 国際航空紛争解決における国際機関の役割	単	2009年5月21日	日本空法学会 第55回大会 2009年5月21日	国際組織が航空紛争解決機関として機能することについて、国際法上の法的根拠について考察した
7. The External Competence of the European Commission in the Open Aviation Area Negotiations with the USA	単	2007年3月20日	Young Law Researchers Conference at Hitotsubashi University	EUのオープンスカイ政策に伴うEU諸国の対第三国との域外交渉権限の変化を、EUの対米航空政策を事例として分析した
8. 欧州航空自由化と国際航空—地域的自由化がもたらす法的問題の検討—	単	2006年11月11日	日本交通学会 第65回研究報告会	EUが、EU域内国自由化を行ったことで域外空域の第三国が受ける国際航空法上の影響について論じた
3. 総説				
4. 芸術（建築模型等含む）・スポーツ分野の業績				
5. 報告発表・翻訳・編集・座談会・討論・発表等				
1. Conference Report of the 13th Polar Law Symposium Special Online Session	単	2020年12月	Current Developments in Arctic Law (77) 60-64.	神戸大学極域協力研究センター（PCRC）が主催した、初めてアジア地域で実施された第13回極域法国際シンポジウム（Polar Law Symposium）の開催結果を報告するカンファレンスレポート
2. 国際航空に関する諸	単	2007年4月	公正取引委員会	公正取引委員会による航空アライアンスに対する独占禁止法の適用

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著・共著書別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は学会等の名称	概要
5. 報告発表・翻訳・編集・座談会・討論・発表等				
外国の制度等			「政府規制等と競争政策に関する研究会」資料, 1 - 21頁	除外 (ATI) の効果に関する調査の一環として、諸外国におけるATIの状況を調査した委託研究報告書
6. 研究費の取得状況				
1. 北極域研究加速プロジェクト (ArCS II)	共	2020年9月～2023年3月	文部科学省	北極域研究のナショナルフラッグシッププロジェクトである北極域研究加速プロジェクトにおいて「国際法制度課題」の研究分担者
2. 財団法人航空政策研究会 若手研究者研究助成金	単	2007年6月	財団法人航空政策研究会	研究課題「国際航空制度統一における国際民間航空機関の役割」を実施
3. 安達峰一郎記念財団 国際法奨学金	単	2007年4月～2008年3月	安達峰一郎記念財団	国際法を専攻する大学院生に与えられる奨学生として1年間の奨学金を得て、研究課題「国際航空法の法構造とその展開」を実施
学会及び社会における活動等				
年月日		事項		
		日本空法学会 日本交通学会		